

十二

初期利子

平成十五年十二月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し、
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十三

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十四

償還期限

平成十七年六月二十日

十五

償還金額

日本銀行額百円につき百円

十六

元利支

平成十五年六月二十日

十七

払込期日

平成十五年六月二十日